

第 1 1 回行政機構審議会資料

- 1 「現地機関見直し行政機構審議会答申素案」に対する県民意見の概要・・・・・・・・ 1
- 2 飯田・下伊那地域の現地機関の関係者との意見交換会の概要・・・・・・・・ 6
- 3 現地機関見直しに係る要望書等（第 10 回審議会以降受付分）・・・・・・・・ 9
- 4 現地機関見直しに係る県議会での議論・県民意見・要望書等に対する・・・・・・・・11
審議会の考え方
- 5 現地機関の見直しについて（審議会答申案）・・・・・・・・ 17
- 6 民間協働専門部会の審議経過等について・・・・・・・・28

「現地機関見直し行政機構審議会答申素案」に対する県民意見の概要

行政改革課

1 概 要

- ・意見募集期間 平成20年7月14日（月）～8月12日（30日間）
- ・意見総数 153件（158項目）

2 意見の内訳

内 容	件 数	備 考
全 般	8件 (賛成 4 反対 2 その他 2)	<賛成意見> 行政改革や組織再編は進めるべき <反対意見> 統廃合は県民サービスの低下を招く <その他> 県庁からの距離等を考慮すべき 等
地方事務所福祉課 (福祉事務所)	2件 (反対 2)	
保 健 所	3件 (反対 1 その他 2)	その他 ・長野保健所と長野市保健所の統合や管轄区域の見直しを提案 ・北信保健所と中野支所を統合して、北信合同庁舎に移すことを提案
農業改良普及 センター	7件 (反対 6 その他 1)	
建設事務所	18件 (賛成 1 反対 17)	
砂防事務所	4件 (現状での存続を要望 4)	
家畜保健衛生所	1件 (現状での存続を要望)	
教育事務所	113件 (賛成 2 反対 111)	
農業大学校	1件	統合賛成だが、 ・小諸の研修拠点としての充実 ・松代のは場の確保等の施設の整備を要望
農業関係試験場	1件	研究内容の改革も含めた議論の必要性及び生産者と試験場の機能分担を考慮した組織改正の必要性についての意見

3 寄せられた主な意見

組織再編全般（8件）

- ・ 個々の住民に直接接する業務は、原則として住民に一番近い最先端行政執行組織である市町村が実施する方が、住民対応はスムーズに進み、効率も良いと思われます。将来的に県の現地機関の権限を市町村に移譲することを前提に行うことを明記した方がよいと思います。
- ・ 事務所の数が多いほど、職員数が多く必要なのは当然であり、逆に言えば、事務所の数が少ないほど、職員数の少ないスリムな組織である。合併した企業や市町村の従業員数や職員数が合併前に比べ大幅に減少していることから明白である。こうした点からも、現地機関の統合は積極的に推進すべきである。

県内の交通事情も、高速道路の開通や道路改良の進展などにより著しく改善されてきたにもかかわらず、数十年前と同じ現地機関の配置や数であること自体が不思議であり、大幅な統廃合が可能はずである。

こうした事務所の統廃合などにより削減される職員の人件費や事務所の維持経費を、景気の低迷に苦しむ県内中小企業への投資など事業量の確保に当てるべきである。

新聞報道によると、現地機関見直しに対して地元市町村長などの反対が出ており、見直しを躊躇しているようだが、我々県民が県の現地機関と関わることはなく、その存在自体よく知らないのが普通ではないか。地元市町村長は自分の代で県の機関を地元からなくすわけにはいかないという面子が反対の理由というのが本当のところではないか。こうした地元の反対に左右されることなく、客観的に必要性で判断してほしい。（北信地区 男性）

- ・ 出先機関の統合などで歳出の削減を目的としているとは思いますが、統合は反対です。統合ありきで経費の削減を考えるのは一般の会社と違い行政は公益事業を行っている中で、地域とともに進めなければならない福祉や教育などがさらに統合することで充実するならともかく、サービスの低下は明らかです。公益事業を行っていくという基本に立ち返り素案を練り直していただきたいです。（上田市 男性）
- ・ 県庁から190kmという距離は遠く、これをうめ合せる方法はない。したがって、下伊那南部の現地機関は、「ある」というだけで意味があり、これが特殊性といえる。住民感情は、あるものがなくなる、ということで、県（県庁）との精神的距離も遠くなる、つまり、所詮下伊那南部じゃこんなものか、という気持ちになるのであろう。そんな感情論をどう判断するか、その問題であると思う。
県庁から100キロ以内は、かなり統合してもいいと思うが、150キロ以上は、いかんともしがたいこの距離という現実を考えた案にしてほしい。（下伊那地区 首長）

地方事務所福祉課（福祉事務所）について（2件）

- ・ 福祉と保健の統合にメリットはどの程度あるのか。今まで別々で困らなかったのが、共通の業務は少ないと思われる。他県では、一緒になった事務所が、再度、別々になった例もある。（匿名）

保健所について（3件）

- ・ 須坂支所が統合されることにより、精神医療に関して緊急時対応が遅れたり、処遇困難事例への対応について市町村との連携が損なわれること、危機管理に関しても連携や綿密な連絡等々について支障をきたすこと、地域医療のネットワークづくりについて、支所には重要な位置で指導力を発揮していただいておりますが、支所廃止によりこの業務を引き継ぎ進めていただけないこと、特定疾患関連業務等の窓口業務について住民の利便性が損なわれることなどが懸念される。
支所統合にあっては、十分配慮され、現在の住民サービスを確保されたい。（北信地区 首長）

農業改良普及センター支所について（7件）

- ・ 駒ヶ根支所が廃止された場合、拠点が伊那に移ることとなり、中川村から片道 1 時間もの移動時間がかかり、今までどおりの迅速で細やかな対応が難しくなると思われます。
（中川村 男性）（他に同趣旨の意見 3 件）
- ・ 須坂支所は、今日まで、須高地区における産地形成と地域ブランド化による付加価値の高い農業の推進、地域に密着した農業指導、農業後継者の育成等において、重要な役割を担っており、本所に統合されてしまうことにより、地域とのつながりが薄れてしまう可能性が生じてしまいます。農業者の皆さんの経営相談や技術指導等に迅速に対応いただくためにも、須坂支所の存続はもちろんのこと更なる充実を求めるものです。
（北信地区 首長）（他に同趣旨の意見 1 件）

建設事務所について（18件）

- ・ 建設事務所ですが、公共事業がこれだけ減ってきて、民間企業はたいへんなのに、発注者はリストラもせず、のうのうとしているのでしょうか？責任を取れとまでは言いませんが、仕事が減ったら組織が縮小するのは当然です。須坂建設事務所や千曲建設事務所は廃止すべきです。
（匿名）
- ・ 現在の県内 16 建設事務所の維持管理以外の業務を 10 広域に集約する現地機関再編の検討が進められています。この再編案により組織編成された場合、地域に密着した道路計画をはじめ、災害防止施策の実行を進める上で十分な対応ができないことが予想され大変憂慮しています。現地機関として地域に密着し、市民の安心・安全を守るため、是非とも現在の機能を有した須坂建設事務所の存続を要望いたします。（北信地区 首長）（他に同趣旨の意見 1 件）
- ・ 南佐久は千曲川に沿い南北に長く東西には数多くの沢筋がある中で住民は生活をしております。幹線道路として国道 141 号が 1 本ありその他は幅員の狭い支線道路であり道路整備も他地域と比べ遅れていると感じます。
この地域は、冬季間は降雪と凍結により道路状態は最悪となり除雪や融雪作業は大変のようです。又、災害時などの迅速な対応を考えれば地域に密着した建設事務所の存在は大きく、地域住民に与える安心感は非常に大きなものと考えます。
道路整備が遅れている現状で交通手段の殆どを道路に頼らざるを得ないこの地域で今後の地域の発展と、安全を考えると現在の建設事務所の存在は大変大きなものであり今後も存続して頂くことを期待し御願い致します。（匿名）（他に同趣旨の意見 10 件）
- ・ 大町建設事務所の管轄は南北 65 km、東西 25 km と広範であり、また、脆弱な地質と北アルプスの 3,000m 級の頂から標高約 260m の新潟県境までの高低差が大きく、急峻な地形が多く災害の多発地域となっている。更に、北部地域は県下有数の豪雪地帯であり、冬季の道路管理業務も多く、大町建設事務所については、当然現状のまま存続されるべきものと考えている。
（建設業関係団体）
- ・ 素案を北信地域に素直に当てはめてみますと、中野建設事務所か飯山建設事務所のどちらかを本所に、他の一方を支所にとの素案であります。
建設事務所を中野市と飯山市で綱引きするのではなく、「将来は北信合同庁舎に建設事務所の本所を、中野市と飯山市にそれぞれ災害時の対応・除雪・道路補修などの部門」を置いていただくことを検討していただきますようお願い申し上げます。（北信地区 男性）

砂防事務所について（４件）

- ・ 姫川砂防事務所が統合廃止されると、危険箇所を多く抱える小谷村が、最も遠隔の地となる。「地すべり・砂防」工事を遂行する上では、現場は日々の状況変化が激しく、迅速な対応が必要となる。また、「地すべり・砂防事業」は、専門性が高く、これらの知識や豊富な経験を継承させ、また体験できる砂防事務所の存在は重要であり、姫川砂防事務所は、更に充実し存続すべきと考える。（建設業関係団体）
- ・ 地滑り地帯としての土尻川砂防事務所の役割は非常に重要であります。今回の長野県行政機構審議会において、存続が危ぶまれております。地滑り地帯に住む私にとって存続を強く要望します。（小川村 男性）（他に同趣旨の意見 ２件）

家畜保健衛生所について（１件）

上田市には佐久家畜保健衛生所上田支所が上田合同庁舎内にある。鳥インフルエンザが国内で確認される中で、管内には大規模な食鳥処理業者があり、鳥インフルエンザが発生した場合は迅速かつ適切な対応が行われなくなるという不安がある。鳥インフルエンザは人間にも感染の可能性がある」と指摘されており、住民の安全・安心を確保する観点から現行の体制の堅持をお願いしたい。（上小地区 首長）

教育事務所について（113 件）

- ・ 20 日の信濃毎日新聞に載った記事ですが、教員の人事を行う際、教育委員会の管理指導主事が、学校訪問や聴取を行ったうえ、20 回もの会議を行っているとのこと。そんな無駄というか、非効率なことをしているんだと唖然としました。
教育委員会の会議は、なんでこんなことまでと思うことが多いのですが、それがあたりまえと思っているのでしょうか？教育事務所は、基本的には不要と思います。あっても４つもあれば十分です。もう少し、まともな教育論議と効率的な仕事の進め方を指導主事には期待します。（北信地区 教員）
- ・ 現在の６教育事務所が４教育事務所に減らされた場合、下伊那、南佐久などの山間地の学校にとっては、事務所までの距離が遠くなるので、時間的にも直接的な相談等ができにくくなり、現場の不安が増大することになる。同時に、指導主事の訪問範囲が広大になるため、十分な指導助言ができにくくなり、結果的に現場の教育力の向上を望みにくくなる。
また、再編に伴い主幹指導主事（課長を含む）や指導主事が減らされた場合、
 - １．教育課程改訂を控えた現在、移行対応が薄くなったり遅滞したり不十分になったりすることが危惧される。
 - ２．教師の最大の研修は、授業改善にある。現在でも現場が要望した訪問回数に応じきれない状況がある中で、これ以上主幹指導主事や指導主事が減らされると、現場への専門的で直接的な指導助言の機会が少なくなり、研修意欲や学校経営力・学習指導力等の向上に不安が生じる。
 - ３．人事においても、きめ細かな訪問による直接的な人物の把握ができにくくなり、適切な人事ができにくくなると思われる。財政難の折ではあるが、県の将来は子どもたちにかかっている。「米百俵」の故事を大事にしてほしい。（各地区校長会）（他に同趣旨の意見 34 件）
- ・ 佐久は県内でも南北に長く、川上・南牧や南北相木からは現在の合庁でも１時間近くかかります。これが上田の合庁に統合されますと片道で２時間近くかかり、往復では４時間かかることになります。このような地域の実情をお考えいただき、単なる合理化の観点だけでなく地域の住民や児童・生徒・保護者・教職員の平等なる利益のためにも「現状維持」でお願いいたしたく思います。（佐久地区 小学校長）（佐久地区の小中学校長等から同趣旨の意見 16 件）

- ・ 見直しの方向性について6所継続が望ましい」と変更するとともに、「都市型地域における喫緊の課題である不登校、いじめ、外国籍児童生徒増加並びに保護者に関心の高い学力向上の指導性の重視」を追加されたい。

＜理由＞

1. 今までも、学校教育課を運営してきた経過並びに長野県としても三番目の都市として重要である。東信地区の中心にある上田教育事務所存続について、強く要望したい。
2. 本県の課題である「学力向上、不登校、いじめの対応」と同様に上田市は外国籍児童が多くその指導に取り組むため、教育事務所の指導体制強化が必要である。

(上小地区 小学校長) (上小地区の小中学校長等から同趣旨の意見 14 件)

- ・ 下記の理由により飯田教育事務所の見直しについては反対いたします。飯田教育事務所の存続をお願いいたします。

- 教育事務所が伊那に統合された場合、下伊那のへき地校においては伊那へ行くのに片道2時間以上かかり、子どもと向き合う時間がなくなってしまう。
- 教育課題について、近くに教育事務所があるから相談にいく教職員が多い。教育事務所が遠方になると相談に行かないケースが増えてくる。
- 統合の理由に、生徒数、学校数の減少があげられているが、現在の市町村教育委員会の指導体制では、不十分な市町村もある。県教育委員会のリーダーシップが必要である。
- 近年、生徒の命に関わる問題が増加している。そのような重大な問題に対して教育事務所の指導も緊急を要する。近くに教育事務所があることにこしたことはない。

(下伊那地区 中学校長) (下伊那地区の小中学校長等から同趣旨の意見 43 件)

農業大学校（1件）

- ・ 答申素案については、賛同致します。見直しの実施に当たっては、次の事項が実現できるようお力添えをお願い申し上げます。

- 1 農業従事者の減少、生産額の低迷、農業集落の多様化の進行等の現状を踏まえて、長野県農業・農村の発展を図るため、農業大学校に農業の担い手の養成機能とともに幅広い農業農村のリーダー養成機能を位置づけられたいこと。
- 2 松代キャンパスにおいて、必要な実習ほ場及び畜舎等教育施設の確保・整備並びに指導職員の確保をされたいこと。
- 3 小諸キャンパス研修部において、就農希望者の態様に応じた多様な研修コースを整備するとともに指導職員の確保等研修体制の充実を図られたいこと。

(農業大学校関係団体)

農業関係試験場（1件）

- ・ 県の技術開発（試験研究）の成果は、10年後、20年後の長野県農業生産を大きく左右する性格を持っています。単なる組織縮小改正ではなく、研究内容の改革も含めて議論しないと、将来の長野県農業に必要な技術を開発する組織はできないと思います。また、人力的な制約があるなら、技術開発の一部は生産者に担ってもらうことも考え、生産者と試験場の機能分担を考慮した組織改正が必要と思われます。

飯田・下伊那地域の現地機関の関係者との意見交換会の概要

- 現地機関の見直しについて、下伊那地域からは、複数の現地機関に対し複数の団体から存続等の要望書が提出されたことから、今後の審議の参考とするため、関係団体の方々との意見交換会を行った。
- 当日は、意見交換会の前に、下伊那南部建設事務所、飯田保健所阿南支所及び下伊那農業改良普及センター阿南支所を視察し、業務内容の概要などの説明を受けた。
- 意見交換会の概要は以下のとおり。

- 1 日 時 8月6日（水） 13:20～15:50
- 2 場 所 下伊那郡阿南町役場 2階会議室
- 3 出席委員 松岡会長、市川委員、島委員、高橋委員、中畠委員、中村委員
- 4 関係団体出席者 別紙のとおり
- 5 関係団体から出された主な意見

市町村長・南信州広域連合

- ・下伊那地域の広大な面積、厳しい地形、県庁や飯田市からの距離、過疎化の進行、少子・高齢化、厳しい市町村財政、合併したくてもできない状況などを考慮し、見直し対象4機関（飯田保健所阿南支所、下伊那農業改良普及センター阿南支所、下伊那南部建設事務所、飯田教育事務所）の存続をお願いしたい。
- ・現在ある機関がなくなると「県から見捨てられた」と思うのが住民感情であり、そうした住民感情を考慮してほしい。

○飯田保健所阿南支所の存続要望について

- ・支援対象者の高齢化が進み、後期高齢者の特定健診、特定保健指導の義務化、精神障害、発達障害、難病対策等保健所の業務が増加している。
- ・19年度の老人医療費が一番低いのが売木村、次が泰阜村だった。これは市町村、診療所、保健所、阿南病院等を構成員とする下伊那南部保健医療協議会による地道な公衆衛生活動の成果であり、保健所の役割は大きく、引き続きその責任を果たしていくことが重要である。
- ・母子、精神保健の仕事は市町村へシフトしたが、県としては、それは市町村の仕事だから関係ないという立場をとるのか、それとも県として支援していくという立場をとるのか二つの考え方がある。地域の指導的立場の保健所を積極的な意味で残して欲しい。

○下伊那農業改良普及センターの存続要望について

- ・下伊那地域は標高差や地形的な厳しさがあり大規模な農業は難しい。高齢化も進む中で、地域の一番大事な農業（林業）振興のためにも存続をお願いしたい。
- ・農業（林業）が地域の基幹産業であり、その振興のためにむしろ充実すべき。

○下伊那南部建設事務所の存続要望について

- ・伊勢湾台風の対応で設置され現在まで存続してきた機関であり、降雨災害が多い地域で安全な生活をするために存続させるべき。
- ・現在道路改修が進んでいるのも南部建設事務所があるからである。

○飯田教育事務所の存続要望について

- ・へき地校・小規模校が多く存在している。教育事務所を統合するなら飯田に置いてほしい。
- ・少子化の中で将来を見据えた学校教育のあり方を検討する大事な時期であり、存続を。

農業関係団体（下伊那農業改良普及センター阿南支所の存続要望について）

- ・特定の品目を大量に生産する平坦部と違い、特産品の開発や付加価値を付けて販売しないと農業が発展しない。現地で試験を受け持ったり、製品開発のてこ入れをしたり、新しい取り組みには必ず普及員が関わってくれている。普及センターのような指導機関が必要。
- ・人を相手に技術を教えたり、組織づくりやリーダーの育成が必要。それには現地にないとだめ。山間地こそ支所が必要。
- ・地域の運営そのものを農家が担っている。多産業の発展が難しい地域であり農業の振興こそが地域の発展である。そのためむしろ普及センターの増員をお願いしたい。
- ・ほかの産業もあるが農業が伝統的で一番地に付いた産業である。その農業の新しい取り組みには必ず普及員が関わってくれている。夜の会合も多いが一生懸命取り組んでくれている。

教育関係団体（飯田教育事務所の存続要望について）

- ・飯田・下伊那地域の教育関係機関等と教育事務所間の距離・所要時間が大幅に増大することになり、現在の密接な関係が疎遠化し、諸問題への迅速で密度の濃い対応が困難になる。
- ・飯田教育事務所は、指導主事が現場へ出向いて研修を行うなど独自施策等を実施しているが、統合に伴いこれらの継続的实施が困難となることが懸念される。
- ・長野県下のへき地校 63 校中、29 校（46%）が飯田教育事務所管内。また、飯田教育事務所管内小中学校 71 校中 41%が山間地域小規模校で南に偏在し、また道路事情が悪く、伊那から遠い。
- ・臨時教員や若い教職員、事務職員が多く、飯田教育事務所が行う研修の機会が必要である。また、3 人以下の教委が 60%もあり、教育事務所が支えている。
- ・不審者、インターネットの問題、心の問題、自然災害など命に関わる問題が多い。一刻を争うような事態が起きたときに教育事務所がすぐに駆けつけ、動いてくれる体制であってほしい。
- ・飯伊地区社会教育委員会連絡協議会の事務局は飯田教育事務所の教育課長が事務局長、指導主事が事務局員。このような場がなくなったら、時間的・経済的にも今までのような連携は難しい。
- ・飯田、下伊那の公民館活動は活発であるが、これは教育事務所の力も大きい。もし飯田教育事務所がなくなれば公民館活動が停滞するのではないか。
- ・PTA連合会と教育事務所の連携が強く、いろんなことがスムーズにいつている。親の立場からも、教育と行政改革は違うと考えている。今まで以上の充実を。

行政機構審議会現地調査意見交換会出席者

日 時 平成 20 年 8 月 6 日（水）13：20～

場 所 阿南町役場 2 階会議室

区分	所 属	職	氏 名	備 考
市 町 村 長	飯 田 市	収入役	福田 富廣	代 理
	阿 南 町	町 長	佐々木 暢生	
	下 條 村	副村長	熊谷 浩平	代 理
	売 木 村	村 長	松村 増登	
	天 龍 村	村 長	大平 巖	
	泰 阜 村	村 長	松島 貞治	
	豊 丘 村	村 長	吉川 達郎	副広域連合長
	南信州広域連合	事務局次長	土屋 寿憲	
	計		8 名	
農 業 関 係	下伊那南部ブロック農業委員会協議会	会 長	村松 敏弘	阿南町農業委員長
		副会長	奥田 榮（しげり）	売木村農業委員長
			吉村 昭雄	下條村農業委員長
			宮澤 敏仁	天龍村農業委員長
			櫻井 安弘	泰阜村農業委員長
	計		5 名	
教 育 関 係	飯伊市町村教育委員会連絡協議会	会 長	牧野 欽次	飯田市教育委員長
		副会長	小木曾 忠吉	下條村教育委員長
		副会長	大原 成章	喬木村教育長
		理 事	伊澤 宏爾	飯田市教育長
		理 事	宮下 公	豊丘村教育長
		理 事	板倉 恒夫	天龍村教育長
		理 事	小林 督司	阿南町教育長
	下伊那校長会	副会長	田添 莊文	飯田西中学校
		幹事長	後藤 正幸	高陵中学校
		小学校部会副部会長	湯澤 正農夫	浜井場小学校
	飯伊地区社会教育委員会連絡協議会	副会長	堤 久	かわらんべ
	飯田市公民館運営協議会	会 長	木下 陸奥	飯田市公民館長
	下伊那郡町村公民館運営協議会	会 長	松村 直彦	松川町公民館長
	飯伊 P T A 連合会	会 長	三石 高亜樹	
	計		14 名	

※ 市町村長は、農業関係・教育関係の意見交換も同席予定

現地機関見直しに係る要望書等（第10回審議会以降受付分）

対象機関	提出者〔日付〕	主な内容
全 般	長野県市議会議長会 〔平成20年8月20日〕	○現在、県の現地機関再編に向けた検討が進められているが、再編に当たっては、それぞれの地域の地理や特性及び住民の安心・安全の視点に配慮するとともに、当該地域の市町村及び住民に十分説明し、納得を得た上で取組まれるよう要望。
農業改良普及センター駒ヶ根支所	駒ヶ根市長 杉本 幸治 飯島町長 高坂 宗昭 中川村長 曾我 逸郎 宮田村長 清水 靖夫 〔平成20年8月7日〕	○駒ヶ根支所は伊南地域の営農組織等の運営サポート、新規就農者の相談業務など、その役割は大きいものがあることや、新規就農者の誘導や担い手農業者に対する技術指導などの重要性が増していることから存続を要望。
農業改良普及センター須坂支所 須坂建設事務所	須坂市長 三木 正夫 小布施町長 市村 良三 高山村長 久保 田勝士 須坂市議会議員 永井 康彦 小布施町議会議員 富岡 義仁 高山村議会議員 篠原 誠 〔平成20年7月24日〕	○須坂支所と農業総合試験場との連携のもとで新たな農産物の導入や技術指導が行われており、普及員の役割が重要であることや、農業後継者育成や女性農業者の支援が必要なため須坂支所の一層の充実を要望。 ○地域住民の期待に応え、地域に密着した道路計画をはじめ、災害防止施策の実行のため、須坂建設事務所を現状のまま存続することを要望。
農業改良普及センター南木曽支所	南木曽町長 宮川 正光 大桑村長 長岡 始 〔平成20年7月16日〕	○支所が廃止された場合、本所のある木曽合同庁舎まで往復2時間以上を要する地域が存在すること、木曽南部特有の地産地消事業等の取組など支所の果たす役割の重要性が増していることから存続を切望。
安曇野建設事務所 犀川砂防事務所	安曇野市長 平林 伊三郎 〔平成20年7月16日〕	○緊急事態の発生に際して、30分以内に対応していただける現地機関の存在は、安曇野市民の安全・安心そのものであり、災害対応の迅速性や機動性の観点から、両事務所の存続と、一体的に充実強化を図ることを要望。
	安曇野市議会議員 水谷 嘉明 〔平成20年7月16日〕	○緊急事態の発生に際して、30分以内に対応していただける現地機関の存在は、安曇野市民の安全・安心そのものであり、災害対応の迅速性や機動性の観点から、両事務所の現状での存続を要望。
飯山建設事務所	飯山市・木島平村・野沢温泉村・栄村各議会議員一同 〔平成20年7月14日〕	○千曲川の県内最下流に位置し、無堤防地区の解消等が課題となっていること、管内すべてが特別豪雪地域であり降雪に対する交通確保や融雪・雪崩災害の発生など他の地域に無い特有の事情を抱えているため、機能が後退することがないよう要望。
土尻川砂防事務所	上水内郡西部1町2村議会正副議長会会長 酒井 靖子 (中条村議会議員) 〔平成20年8月11日〕	○災害等緊急事態の発生時に地域実情を熟知しているために迅速な対応をしていただいております、土尻川砂防事務所に対する地域住民の信頼と期待が大きなものがある。砂防関係事業の促進とともに地域住民の安全・安心の心のよりどころとなる土尻川砂防事務所の存続を要望。

対象機関	提出者〔日付〕	主な内容
佐久教育事務所	佐久市町村教育委員会 連絡協議会 黒岩 肇 〔平成 20 年 7 月 25 日〕	○佐久教育事務所と上田教育事務所が統合された場合、地理的条件等から市町村教育委員会及び各学校に対して、地域に密着したきめ細やかな対応ができなくなるため、現在の 6 所体制を維持することを要望。
	佐久校長会会長 倉澤 誠 〔平成 20 年 7 月 25 日〕	○学力問題は言うに及ばず、いじめ、不登校問題など学校教育の課題が多くある中で、佐久教育事務所が廃止され、県教育行政が学校現場から距離的に一步引くことは、学校現場の精神的な支えの弱体化につながり、そのしわ寄せが児童生徒に波及することが危惧されることから存続を要望。
	全佐久 P T A 連合会会長 春日 義幸 〔平成 20 年 7 月 25 日〕	○現在、P T A 連合会と佐久教育事務所との共催により研修会を実施しており、佐久教育事務所には指導・運営面できめ細かに関わってもらっている。佐久教育事務所が統合された場合、きめ細かな関わりが可能かどうか不安であるため、存続を要望。
上田教育事務所	上小市町村教育委員会連絡協議会会長 松田 勝 〔平成 20 年 8 月 6 日〕	○広域化により、学校、地域の社会教育団体、市町村との協働体制の維持が困難になること、教育力の向上、いじめ・不登校への対応などの課題に対して、従来以上に県教育委員会との連携を強化して、きめ細かく対応していく必要があることから、機動的に対応できる現行体制の維持を要望。
	上小校長会会長 松本 千恵子 〔平成 20 年 8 月 6 日〕	○上田は長野、松本に次ぐ重要な都市であり、東信地区の中心にある上田教育事務所の存続について地域の要望があること、喫緊の課題である不登校、いじめ、学力向上、心の教育などの課題について早急な対応が求められていることなどから上田教育事務所の存続を要望。
	上小 P T A 連合会会長 山本 正信 〔平成 20 年 8 月 6 日〕	○現在、P T A 連合会と上田教育事務所との共催により研修会を実施しており、研修内容を充実させるためには、丁寧な打合せが必要であること、昨今の教育をめぐる多くの課題に対応するためには、教育事務所のきめ細かな支援が必要であることから存続を要望。
飯田教育事務所	飯伊地区社会教育委員連絡協議会会長 清水 正則 〔平成 20 年 7 月 16 日〕	○協議会の事務局を教育事務所に担ってもらっており、現在でも片道 1 時間係る市町村が多い中で、片道 2 時間以上かかる伊那に統合された場合、これまでのようなきめ細やかな支援が受けられなくなるため存続を要望。
	下伊那郡体育協会会長 竜口 文昭 飯伊体育指導委員協議会会長 園原 健志 〔平成 20 年 7 月 24 日〕	○協会及び協議会ともに、その事務局を教育事務所に担っただけであり、伊那に統合された場合、今までのような身近な関わりが期待できなくなることや、地形的に急峻で交通手段も不便な小規模町村が多い飯田・下伊那のスポーツ振興にとって飯田教育事務所は特別な存在であることから存続を要望。
農業大学校	佐久広域連合議会議長 長谷川 正昭 〔平成 20 年 7 月 14 日〕	○農業の盛んな佐久圏域において、農業大学校小諸キャンパスは、地域との連携や農業技術の習得、担い手育成、地域の活性化に重要な役割を果たしており、佐久圏域になくてはならない施設であることから、一層の施設充実を要望。

県議会での議論・県民意見・要望書等に対する審議会の考え方（事務局案）

機関名	答 申 素 案	ご意見等の要旨	審議会の考え方（案）
現地機関全体	・管轄区域は、圏域としてのまとまりや、各機関の管轄区域を極力一致させる観点から、原則として 10 広域又は 4 ブロックを基本。ただし、それを踏まえた上で、時間距離など地域の特殊事情や危機管理対応を考慮	＜県議会＞ ・県民に対する行政サービスが低下する組織とならないよう要請。 ・縮小することだけではなくて、一番良い形というものはどうかということをしっかり考えてほしい。 ・災害時の情報収集や被害への即時対応等地域の危機管理への対応が重要。 ・行政改革の観点から現地機関の見直しは必要。 ・県内をまわってみると、地域性が多様。現地機関のいざというときの機動性は大切。 ＜県民意見＞ ・個々の住民に直接接する業務は、原則として住民に一番近い最先端行政執行組織である市町村が実施する方が、住民対応はスムーズに進み、効率も良いと思われます。将来的に県の現地機関の権限を市町村に移譲することを前提に行うことを明記した方がよいと思います。 ・ 事務所の数が多いほど、職員数が多く必要なのは当然であり、逆に言えば、事務所の数が少ないほど、職員数の少ないスリムな組織である。合併した企業や市町村の従業員数や職員数が合併前に比べ大幅に減少していることから明白である。こうした点からも、現地機関の統合は積極的に推進すべきである。県内の交通事情も、高速道路の開通や道路改良の進展などにより著しく改善されてきており、大幅な統廃合が可能なはずである。統廃合により削減される職員の人件費や事務所の維持経費を、景気の低迷に苦しむ県内中小企業への投資など事業量の確保に当てるべきであり、地元の反対に左右されることなく、客観的に必要性で判断してほしい。 ・出先機関の統合などで歳出の削減を目的としているとは思いますが統合は反対。統合することで充実するならともかく、サービスの低下は明らかである。 ・県庁から 190 k m という距離は遠く、これをうめ合せる方法はない。したがって、下伊那南部の現地機関は、「ある」というだけで意味があり、これが特殊性といえる。 ＜要望書等＞ ・現在、県の現地機関再編に向けた検討が進められているが、再編に当たっては、それぞれの地域の地理や特性及び住民の安心・安全の視点に配慮するとともに、当該地域の市町村及び住民に十分説明し、納得を得た上で取組まれるよう要望。	以下の理由から、現地機関の再編を行い、スリム化・効率化を図りつつ、時代の変化に対応した組織としていく必要があると考えています。 ・地方交付税削減等により県財政の厳しさが増しており現地機関の見直しなど組織のスリム化・効率化が必要である。 ・市町村合併の進展と市町村の役割の拡大により、県の役割・権限が縮小している。 ・高速道路の開通、道路改良の進展による交通事情の大幅な改善、I T 化などにより、現地機関への来所、現地機関から現場への移動の利便性が向上している。 ・これまで組織を見直さずに職員数を削減したため、1 所当たりの職員数が減少し、専門的知識経験が必要な業務の執行などに支障がでている。 ・行政課題の多様化により現地機関間の横の連携を図っていくことが重要となってきた。 しかしながら、再編が行われると、高齢者の方々が来庁しにくくなる、災害時に素早く対応しづらくなる等の問題が生じることも考えられることから、行政サービスが著しく低下しないように配慮することも一方では大切であると考えます。
地方事務所福祉課（福祉事務所）	・市町村への委託や権限移譲は、身近なところでサービスが受けられるメリットがあるが、小規模な町村がある本県の現状や複雑な法制度のもとでは難しい ・福祉事務所を統合すると、被保護世帯のサービス利用者にとって不便になることから、統合ではなく、生活保護等の業務を担当する職員の配置を集約化することによって体制を確保することを検討 ・精神障害者の保健福祉対策や要介護高齢者施策等において、保健分野と福祉分野のより密接な連携を図るため、2 枚看板にはなるが、全国状況もあり保健所に統合することが適当	＜県議会＞ ・福祉の分野で費用対効果のみを追求してはいけませんが、上小と下伊那では管轄町村数に大きな開きがあり、また、国、県、市町村の役割分担が重要で、地元のことは市町村が一番よく分かり、守備範囲を分けることが必要。 ＜県民意見＞ ・福祉と保健の統合にメリットはどの程度あるのか。今まで別々で困らなかったもので、共通の業務は少ないと思われる。他県では、一緒になった事務所が、再度、別々になった例もある。	住民に身近なサービスは制度的に市町村がその提供主体となっていており、県の役割は相対的に小さくなっています。一方で、小規模町村が多いことなどの実情もあります。 また、特にこうした実態や今後の保健福祉業務を考えますと、精神障害者の保健福祉対策、要介護高齢者施策などで、保健分野（保健所）とのより密接な連携が今まで以上に必要となってくること（国からも介護保険事業の円滑な実施のため、可能な限り二次医療圏と区域を一致させる等、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図ることが求められていること）から、保健所に統合することが適当と考えます。

機関名	答 申 素 案	ご意見等の要旨	審議会の考え方（案）
保健所	・保健所全体の保健師業務の機能強化のため、また、市町村の保健師が充実されてきたことから、支所は本所に統合することが適当 ・ただし、時間距離など地域の特殊事情を考慮することが必要	＜県議会＞ ・飯田保健所阿南支所は、飯田から 35km 離れ、高齢化率も高く、在宅も多い地域で、絶対必要であり存続を求める。 ・長野保健所須坂支所について、地元としては存続させてほしい。須坂保健所を統合するときには、保健所の支所を残すということで、住民も気持ちよく合意した経緯があり、十二分の配慮をしてほしい。 ・支所が廃止となった場合、後利用についてきちんと活用できるよう検討して欲しい。 ＜県民意見＞ ・ 須坂支所が統合されることにより、精神医療に関して緊急時対応が遅れたり、処遇困難事例への対応について市町村との連携が損なわれること、危機管理に関しても連携や綿密な連絡等々について支障をきたすこと、地域医療のネットワークづくりについて、支所には重要な位置で指導力を発揮していただいており、支所廃止によりこの業務を引き継ぎ進めていただけないこと、特定疾患関連業務等の窓口業務について住民の利便性が損なわれることなどが懸念される。 支所統合にあっては、十分配慮され、現在の住民サービスを確保されたい。 ＜要望書等＞ ・ 地域の実情を汲み取っていただき、飯田保健所阿南支所の存続を要望。 ・ 19 年度の老人医療費が一番低いのが売木村、次が泰阜村だった。これは市町村、診療所、保健所、阿南病院等を構成員とする下伊那南部保健医療協議会による地道な公衆衛生活動の成果であり、保健所阿南支所の役割は大きく、引き続きその責任を果たしていくことが重要である。 ・ 母子、精神保健の仕事は市町村へシフトしたが、県としては、それは市町村の仕事だから関係ないという立場をとるのか、それとも県として支援していくという立場をとるのか二つの考え方がある。地域の指導的立場の保健所阿南支所を積極的な意味で残して欲しい。 ・ 北信保健所中野支所は、住民生活に必要な不可欠なサービスが行われている機関であるとともに、存在自体が地域に安心感を与えている機関であり、保健所中野支所の存置を要望	地域保健法の施行に伴い、保健師業務の多くが市町村に移り、それらによる保健所の統合から 10 年余を経て、市町村の保健師は充実されてきました。また、支所があることで保健所全体として分散配置されている保健師を集約して、精神保健、難病対策、ハイリスク母子保健指導等の専門的保健サービスの機能を強化する必要があると考えます。 一方で、難病生活相談に訪れる方や高齢者への対応などの問題からして、本所と管内市町村間の時間距離などの地域の特殊事情を十分に考慮することも必要であると考えます。 また、支所が統合された場合にもサービスについても十分配慮する必要があると考えます。
農業改良普及センター	・少人数が分散配置されているセンター職員の体制を集約化して効率的な組織にするとともに、地方事務所農政課や農業関係試験場との十分な連携を図るため、支所は本所に統合することが適当 ・ただし、農業の拠点地域や、時間距離などの地域の特殊事情を考慮することが必要	＜県議会＞ ・普及センターの役割は現地指導が中心であり、現地活動をするにあたり、現地までの距離が遠くなれば効率が悪くなるなど余計に問題となるのではないかと。統合により、農家との距離が遠くなってしまうなど、行政的な都合だけで考えない視点を持ってもらいたい。 ・農業改良普及センター阿南支所は、飯田から遠隔、小規模多品目農業などから、細かい指導が必要な地域で、絶対必要であり、存続を求める。 ＜県民意見＞ ・ 支所が廃止された場合、拠点が遠くなることにより、今までどおりの迅速で細やかな対応が難しくなると思われる。 ・ 支所は、地区における産地形成と地域ブランド化による付加価値の高い農業の推進、地域に密着した農業指導、農業後継者の育成等において、重要な役割を担っており、本所に統合されてしまうことにより、地域とのつながりが薄れてしまう。経営相談や技術指導等に迅速に対応いただくために支所の存続を要望。 ＜要望書等＞ ・ 駒ヶ根支所は伊南地域の営農組織等の運営サポート、新規就農者の相談業務など、その役割は大きいものがあることや、新規就農者の誘導や担い手農業者に対する技術指導などの重要性が増していることから存続を要望。 ・ 中山間地域の実情を十分認識され、阿南支所の存続を強く要請。 ・ 特定品目を大量生産する平坦部と違い、特産品の開発や付加価値がないと農業が発展しない。新製品開発のでこ入れなど新しい取り組みには必ず普及員が関わってくれており、阿南支所のような指導機関が必要。 ・ 支所が廃止された場合、本所のある木曽合同庁舎まで往復 2 時間以上を要する地域が存在することや、木曽南部特有の地産地消事業等の取組など、支所の果たす役割の重要性が増していることから支所の存続を切望。 ・ 須坂支所が廃止された場合、付加価値の高い農業の推進や、地域に密着した農業指導が十分できないことが憂慮されるため、須坂支所の存続と一層の充実を要望。	農家数の減少などにより、これまで組織を見直さずに職員定数を削減してきた結果、1 所当たりの普及員が少人数配置となり専門項目ごとの普及員の配置が難しくなっているため、支所の統合により、地域の農業者の要望に応えられる専門性を確保できる体制を構築し、効率的な組織にする必要があると考えます。 一方で、農業生産拠点を抱えている地域では、十分な技術指導が必要であること、中山間地域は小規模多品目であり特産品開発など高付加価値化が必要であることや、農業をとりまく地域の実情や、本所と管内市町村の時間距離が遠い場合に経営相談や技術指導が迅速にしづらい等の問題もあることから、そうした地域の特殊事情を勘案する必要もあると考えます。

機関名	答 申 素 案	ご意見等の要旨	審議会の考え方（案）
建設事務所	・将来的には、圏域としてのまとまりや、各機関の管轄区域を極力一致させる観点から、基本的には 10 広域に 1 所とし、他の所は、道路維持管理等身近な業務を行う支所とすることが適当 ・しかしながら、建設事務所が存在していること自体が地域に安心感を与えていることも考慮すると、一気に再編することは難しく、多少時間をかけることが必要 ・一方、建設事業の業務量は減少しており、また、1 所当たりの職員数も少人数になっていることから、災害などの危機管理対応のための体制を考慮しつつ、専門性の確保の観点から、地域性に配慮したうえで特定の業務は、10 所に集約することを検討	＜県議会＞ ・建設事務所等の再編に当たっては、現地機関が存在していること自体が災害対応等の面などから地域に安心感を与えている点や、地域経済の活性化に貢献していることなどを踏まえ、市町村や住民及び議会等の意見等を尊重し、慎重に検討すること。 ※ ・地域の危機管理や要望に応じた迅速な対応を行うためには、それぞれの機関にそれ相応の権限を渡す必要がある。各機関の人数が少なくなったとしても権限だけはきちんと渡して、現場で即応できるような体制とすること。 ※ ・地元から一番よく受ける要望は建設事務所関連。一番県民に接して、声を聞く所。土尻川砂防も同じ。厳しい状況はわかるが、逆に現場の方へシフトしていくのも一つの案。建設事務所は現状でもいいのではという方向では。 ※ ・見直し、組織のスリム化は大切だが、中期総合計画をたて達成していくときに、どこは維持管理だけなんて言っていられない。大切な時期なので、仕事が滞らないよう。砂防事務所は国も応援してくれている。建設事務所も 10 所ではだめ。先人もそう判断してきた。事務所はそこになければいけない。 ※ ・行政改革関連で、事務所業務の集約は必要ではないか。 ※ ・下伊那南部建設事務所は、非常に広範、遠隔、大雨災害でもあれば孤立しかねない地域を多く抱え、遅れている道路整備はこれからという地域であり、住民の安心、安全の支えの上でも期待される事務所であり、存続を求める。 ・長野建設事務所は周辺の須坂、中野、千曲の各建設事務所と比較し、対象とする範囲や道路延長、人口などが多く、きめ細かな住民サービスに限界があり、公正・公平の観点からも長野南建設事務所の設置を検討すべき。 【※印分については砂防事務所と共通】 ＜県民意見＞ ・仕事が減ったら組織が縮小するのは当然。須坂建設事務所や千曲建設事務所は廃止すべき。 ・南佐久地域は、冬季間は降雪と凍結により道路状態は最悪となり除雪や融雪作業は大変です。又、災害時などの迅速な対応を考えれば地域に密着した建設事務所の存在は大きく、地域住民に与える安心感は非常に大きい。道路整備が遅れている現状で交通手段の殆どを道路に頼らざるを得ないこの地域で今後の地域の発展と安全を考えると現在の建設事務所の存在は大変大きく、今後も存続して頂くことを期待する。 ・地域に密着した道路計画をはじめ、災害防止施策の実行を進める上で十分な対応ができないことが予想され大変憂慮している。現地機関として地域に密着し、市民の安心・安全を守るため、現在の機能を有した須坂建設事務所の存続を要望。 ＜要望書等＞ ・災害防止策実行のため、地域に密着した道路計画を進めるために須坂建設事務所の現状による存続を強く要望。 ・道路、河川計画はじめ、災害防止施策の実行を進める上で十分な対応ができる組織としてほしい。現地を重視し、1 6 建設事務所、3 砂防事務所が存続されるよう要望。 ・組織再編により維持管理業務のみが行われるようになると、地域に密着した道路・河川計画を始め、災害防止施策等に十分な対応ができないことが憂慮される。地域性を反映させ、行政効果のあがる事業を実施するには計画、用地、建設、維持管理は一体的な組織体制が必要なため、現体制のまま維持されることを要望。	道路等の計画を策定する際には広域的な観点が不可欠です。そうした圏域のまとまり等の観点や、建設事業の業務量がピーク時の3分の1程度に減少していることなどから、将来的には 10 広域毎に 1 所体制を基本とし、他の所については維持管理等の地域に身近な業務を行う支所とし、それぞれの機能が十分に発揮できる組織にする必要があると考えます。 ただし、建設事務所の存在自体が、地域に安心感を与えていることを考慮すれば、全部を一気に再編することに地域から疑念の声があがることも理解できます。 また一方で、事業量が大幅に減少していることや、1 所当たりの職員数が少人数の体制になっていることから、特定の業務については 10 所に集約することを検討する必要があると考えます。 また、これらの検討に当たっては、災害への対応や冬期間の降雪などに対する体制について考慮する必要があると考えます。

機関名	答 申 素 案	ご意見等の要旨	審議会の考え方（案）
砂防事務所	・災害が多い地域であることや地元の信頼感を考慮すると、3 所体制は維持したうえで、一部業務の建設事務所への集約等効率化を図ることを検討	＜県議会＞ ・例えば南佐久や下伊那にも砂防事務所をつくっておいたほうがよい。砂防事務所が増えたということになれば、砂防事業が県下全体に広がり、財政が厳しい中で多く国のお金を使って砂防事業ができる。 ・土尻川砂防事務所における、住民の安全のため、迅速に対応している職員の体制を維持してほしい。 【建設事務所欄記載の※印分については共通】 ＜県民意見＞ ・砂防事務所が統合廃止されると危険箇所を多く抱える地域が遠隔の地となってしまう。「地すべり・砂防」工事を遂行する上では、現場は日々の状況変化が激しく、迅速な対応が必要となる。また、「地すべり・砂防事業」は、専門性が高く、これらの知識や豊富な経験を継承させ、また体験できる砂防事務所の存在は重要であり、更に充実し存続すべきと考える。 ＜要望書等＞ ・砂防事業の推進にあたっては、地域と現地機関が一体となって進め、災害発生時には機動的、弾力的な対応が求められ砂防事務所の存在は不可欠。砂防事務所については、地域との連携が深いため、継続して存続すること。 ・砂防事務所が存続しなくなった場合は、治水砂防行政・災害時の対応など地域住民の安全安心が損なわれるものと憂慮している。砂防事務所について現状のまま存続を求める。	砂防事務所の管轄区域が急峻で脆弱な地質で災害の多い地域であることや、災害発生時の機動的・弾力的な対応を行うことが、地元の安心・安全の拠り所となっていることから現行の3 所体制を維持することが適当であると考えます。 しかし、1 所当たりの職員数の減少によって、専門性の確保には課題も生じてきていることから、これに対応するため、一部業務の近隣建設事務所への集約による効率化は必要であると考えます。
労政事務所	・1ブロック1 所体制とし、分室及び駐在は本所へ統合することが適当	＜県議会＞ ・労政事務所は電話相談が8 割であるから分室を統合してもいいという議論を聞いているが、電話で済まない2 割が問題なのではないか。	非正規労働者の労働条件の問題など、雇用形態が多様化する中で大きな問題が生じてきています。そのような中で、1 所当たりの職員数が少なくなり、労働教育や労働相談など法令等の専門的知識を要する業務の体制が弱体化していることから、職員体制を集約し専門性を高める必要があることから、1 ブロック1 所体制とし、分室及び駐在は本所へ統合することが適当だと考えます。
家畜保健衛生所	・鳥インフルエンザ対策等危機管理への対応の必要性から、現行の5 所1 支所体制を維持することが適当	＜県民意見＞ ・上田市には佐久家畜保健衛生所上田支所が上田合同庁舎内にある。鳥インフルエンザが国内で確認される中で、管内には大規模な食鳥処理業者があり、鳥インフルエンザが発生した場合は迅速かつ適切な対応が行われなくなるという不安がある。鳥インフルエンザは人間にも感染の可能性がある指摘されており、住民の安全・安心を確保する観点から現行の体制の堅持をお願いしたい。	鳥インフルエンザ対策等危機管理への迅速な対応は、特に今後大変大切なことになってくると考えます。したがって現行の5 所1 支所体制を維持することが適当だと考えます。

機関名	答 申 素 案	ご意見等の要旨	審議会の考え方（案）
教育事務所	・ 1 ブロック 1 所体制を基本とすることが適当 ・ へき地校の多さなど地域性を考慮してサービス低下にならない配慮を検討	＜県議会＞ ・ 飯田教育事務所は教育環境の変化の中で生じている課題等への対応するために、管内教育機関及び団体と密接な連携・協力のもとに、独自の施策等を実施しているが、統合に伴い、これらの継続的な実施が担保されるか懸念。飯田下伊那地方の児童生徒が県民として等しく、安心して、生命の安全の保証をされての教育を受けることができるか懸念。 ＜県民意見＞ ・ 教員の人事を行う際、教育委員会の管理指導主事が、学校訪問や聴取を行ったうえ、20 回もの会議を行っているとのこと。そんな非効率なことをしているんだと唖然とした。 教育委員会の会議は、なんでこんなことまで思うことが多いが、それがあたりまえと思っているのか。教育事務所は基本的に不要と思う。あっても 4 つもあれば十分である。 ・ 現在の 6 教育事務所が 4 教育事務所に減らされた場合、下伊那、南佐久などの山間地の学校にとっては、事務所までの距離が遠くなり、時間的にも直接的な相談等ができにくくなる。結果として現場の不安が増大することになる。同時に、指導主事の訪問範囲が広大になるため、十分な指導助言ができにくくなり、結果的に現場の教育力の向上を望みにくくなる。 また、指導主事が減らされた場合、教育課程改訂による移行対応が遅滞したり不十分になったりすることや、現場への専門的で直接的な指導助言の機会が少なくなり、研修意欲や学校経営力・学習指導力等の向上に不安が生じたり、きめ細かな訪問による直接的な人物の把握ができにくくなり、適切な人事ができにくくなることなどが危惧される。 ＜要望書等＞ ・ 教育事務所の 4 ヶ所への再編の考えは、学力向上対策、不登校児童生徒の増加等教育課題が山積みしている現状を無視した案。小規模校やへき地校の多さなど地域の特殊性も踏まえ、教育事務所の存続を要望。 ・ 現在、P T A 連合会と教育事務所との共催により研修会を実施しており、教育事務所には指導運営面できめ細かに関わってもらっている。事務所が統合された場合、きめ細かな関わりが可能かどうか不安であるため、存続を要望。 ・ 上田教育事務所と佐久教育事務所が統合された場合、地理的条件等から市町村教育委員会及び各学校に対して、地域に密着したきめ細やかな対応ができなくなるため、現在の 6 所体制を維持することを要望。 ・ 下伊那地域の各町村の公民館活動が活発に行われているのは、飯田教育事務所の支援のおかげであり、統合されれば地域に密着した支援が望めなくなる懸念があるため、飯田教育事務所存を要望。 ・ 飯伊地区社会教育委員会連絡協議会の事務局は飯田教育事務所の教育課長が事務局長、指導主事が事務局員。このような場がなくなったら、時間的・経済的にも今までのような連携は難しい。	児童生徒数の減少により、学校数が減少している状況や、教科指導の大半の教科において、東信管内、南信管内で上田教育事務所、伊那教育事務所の職員が兼務でブロック全体をカバーしているなど、教科により教科指導担当の指導主事が他所を兼務し相互補完をしている現状等を踏まえ、1 ブロック 1 所体制とし、教員等の給与や福利厚生などを所管する管理部門などの効率化を図る必要があると考えます。 一方で、小規模校やへき地校の多さや、交通事情や地理的条件などの地域性を考慮して、学校管理の支援業務などについてサービス低下にならない配慮を検討する必要があると考えます。
農業大学校	・ 教育上の配慮及び学部としての一体的運営の観点から、農学部は松代に集約し、農学部は松代、研修部は小諸の配置とすることが適当	＜県議会＞ ・ 農学部と研修部を分ける意図が分からない。教育効果を上げることに繋がるとは思えない。 ・ 施設の、財政的な理由で農学部と研修部の分離運営がやむを得ないとすれば、農業振興が行政改革の犠牲になっているのではないか。 ＜県民意見＞ ・ 答申素案については、賛同致する。見直しの実施に当たっては、 農業大学校に農業の担い手の養成機能とともに幅広い農業農村のリーダー養成機能を位置づけること、松代キャンパスにおいて、必要な実習ほ場及び畜舎等教育施設の確保・整備並びに指導職員の確保をされたいこと、小諸キャンパス研修部において、就農希望者の態様に応じた多様な研修コースを整備するとともに指導職員の確保等研修体制の充実を図られたいことを要望する。 ＜要望書等＞ ・ 農業大学校小諸キャンパスについて、今後も農業の担い手の確保・育成の拠点として、また、新規就農者の研修の拠点として存続を強く要望。 ・ 農業大学校小諸キャンパスは、地域との連携や農業技術の習得、担い手育成、地域の活性化に重要な役割を果たしており、佐久圏域になくてはならない施設であることから、一層の施設充実を要望。	農学部について 1 年生と 2 年生が松代と小諸に分かれている現状を踏まえ、教育上の配慮と学部としての一体的・効率的運営の観点から、農学部は松代に集約し、研修部は小諸に存置するのが適当であると考えます。 なお、研修部のあり方については、研修内容の充実強化を含め、別途検討する必要があると思います。

機関名	答 申 素 案	ご意見等の要旨	審議会の考え方（案）
農業関係試験場	・品種や技術の開発力を強化するため、品目別を基本に、品目の適地性も考慮して再編することが適当 ・その際には、地域によって気象条件が大きく異なる本県の状況から、地域性も考慮することが必要	＜県民意見＞ ・単なる組織縮小改正ではなく、研究内容の改革も含めて議論する必要がある。また、人員的な制約があるなら、生産者と試験場の機能分担を考慮した組織改正が必要と思われる。	国内外の農業の生産競争を勝ち抜くためには、品種や技術の開発力を強化することが必要であり、品目別を基本に、品目の適地性にも考慮した試験研究体制に再編し、試験場の機能分担を図っていく必要があると考えます。 一方で、南北に長く、標高差も大きいため、最高・最低気温・平均気温や降水量など地域によって気象条件等が大きく異なる本県の状況から、地域性も考慮した試験研究体制とすることが必要であると考えます。

現地機関の見直しについて（審議会答申案）

本庁及び現地機関の組織の見直しについては、平成 19 年 3 月 15 日に知事から当審議会に諮問があり、このうち本庁の見直しについては、平成 19 年 11 月 2 日に答申を行い、それを受けて、平成 20 年 4 月 1 日に部局の再編が実施されました。

もう一つの課題である現地機関の見直しについては、平成 20 年 1 月 22 日開催の第 6 回審議会から実質的な審議を行い、計 7 回の審議会を通じての議論、「現地機関見直し答申素案」に対する県民意見や県議会における議論などを踏まえて、当審議会の考え方を以下のとおりまとめました。

1 再編の背景・必要性

現地機関再編の背景・必要性としては、次の 5 点があげられます。

- ① 本県をとりまく財政状況はいっそう厳しさを増しており、組織のスリム化・効率化が欠かせないこと
- ② 市町村合併が進展し、市町村の役割が拡大する一方で、県の役割・権限が縮小しており、そうした状況に対応した組織の見直しが必要なこと
- ③ 交通網の整備・IT 化の進展により、県民の方々や市町村の皆さんの現地機関への来所や、職員の現場への移動の利便性が相当程度向上し、また、必ずしも窓口が身近になくてもよい状況が生まれていること
- ④ これまで組織を見直さずに職員数を削減してきたために、1 所当たりの職員数が減少し、組織として専門性を確保していくことが難しい状態が生じていること
- ⑤ 行政需要が多様化しており、従来にも増して統合、専門職の相互配置など現地機関間の連携の強化が必要になってきていること

このようなことから、現地機関の再編を行い、時代の変化に対応した組織としていく必要があります。

2 目指す組織と見直しに当たっての基本的考え方

現地機関の再編に当たって目指す組織としては、

- 簡素で効率的な組織
- 機能が発揮できる組織（県民・市町村の利用しやすさ、業務執行のしやすさ等）

の 2 点とし、そうした組織とするために、「現地機関見直しに当たっての基本的考え方」を次のとおりとしました。

- ① 県民の方々の利便性に配慮したうえで、できるだけ広い管轄区域とすることが必要です。それにより、スリムな組織を実現し、人員体制の集約化による専門性の確保・機能の発揮を図ります。

なお、その際には、以下の事項を考慮する必要があります。

◇広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性

◇県の現地機関全体としての管轄区域の整合性

◇利用者の利便性、業務のしやすさ

- ・ サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離
- ・ 緊急的対応の有無、頻度
- ・ 業務の種別（出張対応、来庁対応、電話相談等）

◇状況の変化（業務量、県の役割等）

◇県と市町村との役割分担、二重行政の排除

- ・ 業務の連携、共同化の可能性

② 指揮命令系統が単純で、組織間の連携が取りやすい組織形態とすることが必要です。

それにより、意思決定が速く、組織の屋上屋化を排除し、連携しやすく、効果的な施策運営を図ります。

その際には、以下の事項を考慮する必要があります。

◇県民の方々がわかりやすい組織、名称

◇機関相互が調整、連携しやすい組織

◇業務の共同化も含めた市町村との連携が取りやすい組織

③ 効率的な職員配置とすることが必要です。

それにより、スリムな組織、組織としてのまとまり、専門性・機動性の確保を図ります。

その際には、以下の事項を考慮する必要があります。

◇業務内容

◇業務量

3 現地機関ごとの現状、課題、見直しの方向性

(1) 再編の議論対象現地機関

今回の現地機関の見直しに当たって、当審議会での議論の対象とする現地機関は、県内に複数配置されている現地機関（同種の機関又は施設が複数配置されているものを含む。）のうち個別の事情のあるものを除いたものとするものとしました。

その際、事務所全体の統合の視点だけでなく、特定業務を一部事務所に集約できないかについても、効率性や業務の専門性の確保の観点から検討することとしました。

また、異なる機関について、関連業務間の連携や業務執行の効率化を考慮し、統合やその他連携を深める手法についても検討することとしました。

個別に検討した結果、以下の現地機関を対象とし、議論を進めてきました。

○広域圏単位設置機関

地方事務所福祉課（福祉事務所）、保健所、
農業改良普及センター、建設事務所

○4ブロック単位設置機関

労政事務所、家畜保健衛生所、
教育事務所、消費生活センター

○その他の機関

農業大学校、農業関係試験場

砂防事務所

また、総合現地機関の設置が本県の状況を踏まえ、適当かどうかなどについても検討を行いました。

(2) 管轄区域見直し

① 現地機関全体に共通する考え方

現地機関の管轄区域は、圏域としてのまとまりや、各機関の管轄区域を極力一致させる観点から、原則として、本県の広域行政の単位として定着している 10 広域又は 4 ブロックを基本とすることが適当です。

ただし、その基本を踏まえたうえで、時間距離など地域の特殊事情や危機管理対応を考慮する必要があります。

② 広域圏単位設置機関

(7) 地方事務所福祉課（福祉事務所）〔現行 10 所〕

【現状と課題】

- ・市町村合併による町村数の減少及び高齢者・障害者等の業務の市町村移管により、所管区域・対象者が減少、職員定数も減少していること
- ・精神障害者の保健福祉対策、要介護高齢者施策などで、保健分野（保健所）とのより密接な連携が必要となっていること（国からも介護保険事業の円滑な実施のため、可能な限り二次医療圏と区域を一致させる等、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図ることが求められている）

【見直しの方向性】

市町村合併や権限移譲の進展により、福祉事務所の所管区域や業務の対象者が減少していることから、現在県が実施している業務の市町村への委託やさらなる権限移譲について検討しましたが、身近なところでサービスが受けられるメリットがある一方、小規模な町村が多い本県の現状や複雑な法制度のもとでは難しいのではといった意見が多く出されました。

また、福祉事務所の統合は、被保護世帯等サービス利用者にとって事務所が従来に比べ遠くなり、不便になるケースが生じます。そのため事務所の統合ではなく、生活保護等の業務量が少ない一部の所については、担当する職員の配置を集約することによって効率的な業務執行体制を確保することを検討する必要があります。

以上の 2 点を踏まえたうえで、見直しの方向としては、精神障害者の保健福祉対策や要介護高齢者施策等において、保健分野と福祉分野が、今後より密接な連携を図っていくようにするため、保健所と福祉に関する事務所という 2 枚看板にはなりますが、全国的にも 35 道府県（H19.4.1 現在）で福祉・医療が一体となった事務所となっている状況も勘案し、保健所に統合することが適当です。

(イ) 保健所 [現行 10 所 6 支所]

【現状と課題】

- ・保健師の分散配置が専門的業務の執行体制の弱体化につながり、効率性、機動性が課題
- ・市町村の保健師数が増加する等市町村の保健関係業務が一定の充実
(市町村保健師数 H9 586 人 → H19 724 人)

【見直しの方向性】

平成 9 年の地域保健法の施行に伴う保健所の統合から 10 年余を経て、保健師業務を取り巻く状況の変化などを踏まえ、分散配置されている保健師の職員体制を集約し、保健所全体の保健師業務の機能を強化するため、また、市町村の保健師が充実されてきたことから、支所は本所に統合することが適当です。

ただし、本所と管内市町村間の時間距離など地域の特殊事情を考慮することが必要です。

(ウ) 農業改良普及センター [現行 10 所 8 支所]

【現状と課題】

- ・農家数(販売農家数)の減少(販売農家数 H7 103,466 戸 ⇒ H17 74,535 戸)
- ・農業産出額の減少(H9 334,760 百万円 ⇒ H18 275,880 百万円)
- ・組織を見直さず職員定数を削減してきたため、専門項目ごとの普及員の配置が難しくなっており、専門的知識経験を要する業務の体制が弱体化(H9 249 人⇒ H19 182 人)

【見直しの方向性】

平成 9 年に現行の 10 所 8 支所(当時は 9 支所)体制に統合して以来 10 年余の間に職員定数が削減されてきた状況に対して、その組織的対応として、少人数が分散配置されているセンター職員の体制を集約し、効率的な組織にするとともに、地方事務所農政課や農業関係試験場との十分な連携を図るため、支所は本所に統合することが適当です。

ただし、農業生産の拠点地域を抱えているといった状況や、本所と管内市町村間の時間距離など地域の特殊事情を考慮することが必要です。

(エ) 建設事務所 [現行 16 所]

【現状と課題】

- ・公共事業費等の大幅な減少(H10 260,073 百万円 ⇒ H19 77,691 百万円)
- ・道路等の維持管理業務量の増大
- ・組織を見直さず職員定数を削減してきたため、1 所当たりの職員数が少なくなり、専門知識・技術の継承や複数チェック体制が確保しにくいなど組織力が弱体化(H9 900 人 ⇒ H19 740 人)

【見直しの方向性】

過去における現地機関の見直しの議論において、建設事務所の管轄区域の広域化はこれまでも課題として捉えられてきました。

今回、当審議会で審議を行った結果、建設事務所の将来的な方向性としては、圏域としてのまとまりや、各機関の管轄区域を極力一致させる観点から、基本的には10広域ごとに1所とし、他の所は、道路維持管理等身近な業務を行う支所等とすることが適当との結論に達しました。

しかしながら、建設事務所が存在していること自体が災害対応などの観点から地域に安心感を与えていることを考慮すると、一気に10所に再編することは難しく、多少時間をかけることも必要です。

その一方で、建設事業の業務量が大幅に減少していることや、1所当たりの職員数が少人数の体制になっていることから、災害など危機管理対応のための体制を考慮しつつ、専門性の確保の観点から、地域性に配慮したうえで、特定の業務は10所に集約することを検討する必要があります。

③ 4ブロック単位設置機関

(ア) 労政事務所 [現行4所1分室1駐在]

【現状と課題】

- ・組織を見直さない中で職員定数を削減してきたため、1所当たりの職員数が少なくなり、専門的知識経験を要する業務の体制が弱体化(H9 34人⇒H19 16人)
- ・4所2分室体制をH18.4.1に地方事務所(産業労働課)の付置機関とし、4所6分室体制としたが、専門性の確保が図られないなどの問題から、H19.4.1に現行の体制としたこと

【見直しの方向性】

職員体制を集約し、専門的知識経験を要する業務に対応できるようにすることなどから、1ブロック1所体制とし、分室及び駐在は本所へ統合することが適当です。

(イ) 家畜保健衛生所 [現行5所1支所]

【現状と課題】

- ・畜産農家数(H9:3,180⇒H19:1,611)、
飼養家畜頭数の減少(家畜単位H9:121,254⇒H19:89,922)、
1戸当たりの飼育規模の拡大(家畜単位H9:88⇒H19:135)
- ・鳥インフルエンザ、BSEなどの危機管理への迅速な対応の必要

【見直しの方向性】

4ブロックに本所、支所が複数配置されるなど、1ブロック1所体制とはなっていませんが、鳥インフルエンザ対策等危機管理への迅速な対応の必要性が

ら、現行の5所1支所体制を維持することが適当です。

(ウ) 教育事務所 〔現行6所〕

【現状と課題】

- ・ 児童生徒数の減少（H9 215,645人 ⇒ H19 189,988人）
- ・ 学校数の減少（H9 610校 ⇒ H19 588校）
- ・ 教科によって、教科指導担当の指導主事が他所兼務により相互補完
- ・ 各事務所が管轄する小中学校数、教員数等にアンバランス

【見直しの方向性】

児童生徒数、学校数が減少している状況や、現在、教科指導の大半の教科において、上田教育事務所、伊那教育事務所の職員がそれぞれ兼務で東信管内、南信管内のブロック全体をカバーしているなど、教科指導担当の指導主事が相互補完をしている現状などを踏まえ、1ブロック1所体制を基本とすることが適当です。

ただし、へき地校の多さなど地域性を考慮して、学校管理の支援業務などについてサービス低下にならない配慮を検討する必要があります。

(エ) 消費生活センター 〔現行4所1支所〕

【現状と課題】

- ・ 特定商取引法等による事業者規制の強化、消費生活条例の制定等、行政権限が強化される流れの中で、本庁及び地方事務所と消費生活センターとの連携強化
- ・ 4所1支所間の相談件数の差、電話相談中心
- ・ 市町村の相談件数や相談窓口の状況に差がある中で、市町村との役割分担

【見直しの方向性】

当審議会の議論では、県のセンターと市町村の役割分担の明確化について意見が出されています。

一方、国では、消費者行政の充実について検討がなされ、平成20年6月27日に「消費者行政推進基本計画」が閣議決定され、その中で、

- ・ 地方の消費生活センターを法的に位置付け、全国ネットワークを構築
- ・ 消費生活センターの設置運営の充実に対する国の財源確保

を盛り込み、市町村を含めた地方の体制整備を進めようとしています。

法律の内容や財政支援の具体的中味は国において検討中であり、本県の消費生活センターのあり方について、当審議会として具体的な方向性を示すことはできませんが、国の制度化の状況や県内市町村の動きを見つつ、平成21年1月に施行される長野県消費生活条例の運用を含め、市町村との役割分担を勘案のうえ、県としての的確な組織体制となるよう努めていくことを求めます。

④ その他の機関

(7) 農業大学校 [現行農学部キャンパスが2箇所]

【現状と課題】

- ・入学希望者の減少（定員 60 人に対し、H20 入学者数 42 人）
- ・H14 年度の学部再編（指導学部 定員 75 人と営農学部営農学科 定員 40 人を再編）により農学部総合農学科（定員 60 人 2 年課程）のキャンパスを長野市（松代）と小諸市に分散配置

【見直しの方向性】

農学部が1年、2年生でキャンパスが分かれているため先輩後輩の交流が希薄になることや、2年間の修学期間のうち1年ごとに引越しを余儀なくされるなど、生徒の教育にとって必ずしも好ましい状況にはなく、そうした教育上の配慮と学部としての一体的・効率的運営の観点から、農学部は松代に集約し、研修部は小諸に存置することが適当です。

なお、就農希望者や農業者向けの研修について、「食と農業・農村振興計画」に基づく施策を戦略的に実行し、目標を達成するために、カリキュラム等研修内容の充実強化の検討を求める意見が複数の委員から出されました。

(4) 農業関係試験場 [現行 品目型 4 場 地域対応型 2 場 企画調整型 1 場]

【現状と課題】

- ・研究員が減少している中で、農業技術の高度化・専門化・多様化に伴った人員配置が十分でなく、試験研究のための体制が弱体化（H9 264 人 ⇒ H19 205 人）
- ・新たな研究施設や設備の整備への対応の難しい状況
- ・農業技術の高度化・多様化・専門化、産地間競争の激化、販売価格の低下、産出額の減少、農業者の減少、気象の温暖化

【見直しの方向性】

激化する国内外の農業の生産競争を勝ち抜くためには、品種や技術の開発力を強化することが必要であり、試験場の組織について、品目別を基本に、品目の適地性にも考慮した試験研究体制に再編することが適当です。

その際には、南北に長く、標高差も大きいこと、最高・最低気温・平均気温や降水量など地域によって気象条件等が大きく異なる本県の状況から、地域性も考慮した試験研究体制とすることが必要です。

(5) 砂防事務所 [現行 3 所]

【現状と課題】

- ・砂防公共事業費等の大幅な減少（H10 40,439 百万円 ⇒ H19 10,737 百万円）
- ・これまで建設してきた施設の維持管理や新たなソフト事業の業務量の増大
- ・組織を見直さず職員定数を削減してきたため、1所当たりの職員数が少なくなり、専門知識・技術の継承や複数チェック体制が確保しにくいなど組織力が弱体化（H9 48 人 ⇒ H19 40 人）

【見直しの方向性】

砂防事務所の管轄区域は、急峻で脆弱な地質など災害の多い地域であることや、緊急時など地元の皆さんの安全・安心のよりどころとされる砂防事務所に対する信頼感を考慮すると、現行の3所体制は維持することが適当です。

しかしながら、1所当たりの職員数が少なくなっている状況から、一部業務を近隣の建設事務所に集約し、効率化を図ることを検討する必要があります。

なお、管轄区域見直しについては、現況や課題についての資料や関係部局の意見等に基づく議論のほか、次により関係者との意見交換を行いました。

①長野県建設業協会(平成20年5月22日 第9回審議会)

建設事務所及び砂防事務所に関し、会長(当時)から、①災害が多い長野県であることを考えると、初期対応のため事務所は身近にあってほしい、②職員数の削減をしなければならないという状況でも、二つの事務所を一つにしてしまうのではなく、二つのうち一つは維持管理だけにするといった方法を考えてほしい、等の意見をいただきました。

②日本労働組合総連合会長野県連合会副事務局長(平成20年5月22日 第9回審議会)

労政事務所に関し、副事務局長から、①働く3人に1人が非正規労働者という状況、労働環境が厳しくなっている状況、労政事務所の管轄区域が広い状況等を考慮すると、最低でも4ブロックに1所の体制は必要である、②見直しに当たっては、活動に地域間格差が生じないようにしてほしい、③専門性を持った職員の配置をしてほしい、等の意見をいただきました。

③審議会に要望を出された下伊那地域の関係団体(平成20年8月6日 阿南町役場)

(南信州広域連合、阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、豊丘村、下伊那南部ブロック農業委員会協議会、飯伊市町村教育委員会連絡協議会、下伊那校長会、飯伊地区社会教育委員会連絡協議会、飯田市公民館運営協議会、飯伊PTA連合会の町村長、会長等)

保健所阿南支所、農業改良普及センター阿南支所、下伊那南部建設事務所及び飯田教育事務所に関し、それぞれの団体から、存続すべきとの意見が出されました。

各現地機関に共通する理由として、下伊那地域は、広大な面積を有していること、未整備区間の多い道路状況等から行政サービスを受けるための移動に相当な時間がかかること、小規模分散型のサービスを展開せざるを得ないこと、県庁から遠く離れていること、等が指摘されました。

また、保健所については、支援対象者への集団指導ができず、訪問指導が不可欠であること、農業改良普及センターについては、地域の主要産業であり、気象条件等が異なる中できめ細かな対応が求められていること、建設事務所については、災害時に孤立す

る恐れのある地域が多く、日常はもとより災害時の迅速な活動が必要であること、教育事務所については、へき地校が多こと、経験年数が少ない教職員が多いこと、市町村教育委員会の職員体制が脆弱であること等から、教育事務所が身近にあって、諸問題に迅速に対応することが必要であること、等の意見が出されました。

(3) 総合現地機関についての考え方

総合現地機関については、平成 19 年 3 月策定の『長野県行財政改革プラン』において、組織的課題の一つとして「現地機関の権限強化と総合現地機関の検討」が掲げられています。こうしたことを受け、総合現地機関のメリット、デメリット・課題を検討したうえで、次のような対応案を当審議会としてとりまとめました。

(ア) 総合現地機関のメリット、デメリット・課題

○メリット

- ・ 事務や権限を幅広く担う体制整備により、総合的行政サービスの提供が可能になること
- ・ 各現地機関の管理部門の統合によりスリム化が可能になること

○デメリット

- ・ 十分な権限委譲を行わないと中 2 階的組織となるおそれがあること
- ・ 責任の所在が不明確になり、屋上屋になるおそれがあること
- ・ 組織が大きくなることによるマネジメントの困難性
- ・ 意思決定に時間がかかり、災害時の対応などに遅れが生じるおそれがあること

○課題

建設事務所の見直しについては、「一気に 10 所に再編することは難しく、多少時間をかけていくことが必要」との見直しの方向性の整理がされており、しばらくの間は、業務の集約は検討されても、各広域 1 所体制とはならないことが想定され、広域圏ごとに一つの総合現地機関としてまとまる状況ではないこと

(イ) 対応案

前記のメリット、デメリットを比較考慮し、また、総合現地機関の対象として必須の現地機関である建設事務所が、当面、広域圏単位の事務所体制とならないことなどから、総合現地機関の設置は現時点では行わないことが適当と考えます。

一方、広域圏において県行政の総合調整を図っていくことは必要であることから、地方事務所に、その役割として総合調整機能を持たせることが適当です。

そのための措置として、次の 3 点の対応が必要です。

- ① 地方事務所については、10 所の地方事務所としての設置条例がないことから、新たに「地方事務所設置条例」を制定
- ② 現行は町村のみである管轄区域について、新設条例においては、市を含む広域圏全体を規定
- ③ 新たな条例上に、それぞれの地域の現地機関全体の総合調整機能を地方事務所に付与することを明記

(4) その他の組織の見直し、業務の連携・集約等

前述の「再編の議論対象現地機関」以外の組織にあっても、簡素で効率的な組織、機能が発揮できる組織を目指すことは当然必要です。こうした組織についても「見直しに当たっての基本的考え方」に沿って、現地機関全体に共通する考え方として10広域又は4ブロックを踏まえた組織の見直しや、異なる機関の業務間の連携を深める手法、効率性や業務の専門性の確保の観点から特定業務の一部事務所への集約等について検討を行い、見直すべきものは見直していくことが必要です。

4 県と市町村（広域連合）との業務共同化

今回の現地機関の見直しに当たっての当審議会の検討事項の一つに「県と市町村（広域連合）との業務共同化」があります。

地方分権改革推進委員会の第一次勧告（平成20年5月28日）など、基礎自治体である市町村への権限移譲等の一層の推進が図られようとする中、小規模町村が多いことや、広域連合の整備が進んでいる本県の状況を踏まえ、県・市町村を通じた業務の効率化を図るため、県と市町村（広域連合）との業務共同化についても検討することとしました。

そのため、共同化の具体的業務の洗い出しや手法、課題等について検討する県と市町村の事務レベルの検討会で検討が開始され、平成20年度末を目途に当審議会に報告されることとなっています。

〔主な検討内容〕

- ・ 県と市町村が共同化できる具体的業務の洗い出し
- ・ 市町村が広域で共同処理可能な業務と県の関わりの洗い出し
- ・ 共同化の手法、課題

〔検討会の構成〕

長野県、市、町村、長野県市長会、長野県町村会

5 現地機関の再編を実施するに当たっての留意点

(1) 答申に基づき必要な配慮をしたうえでの県の実施案の策定

現地機関の再編に当たっては、見直しに伴い考慮すべき事項や懸念される事項に十分配慮したうえで、答申に基づく県の実施案を策定する必要があります。

(2) 県民の方々、関係市町村、関係団体等への十分な説明

現地機関の業務は県民生活や市町村と密接に結びついているものが多く、現地機関の再編の実施に当たっては、こうした県民の方々、関係市町村、関係団体等の皆さんに十分説明していくことが必要です。

(3) 今後の状況変化に対応した適時適切な現地機関の見直し

地方分権改革の推進による国、県、市町村の役割分担の見直しなどにより、県そのものも、

あるいは現地機関を取り巻く状況も、今後とも変化していくものと考えられます。こうした状況の変化を踏まえ、適時適切に現地機関の見直しを行っていく必要があります。

民間協働専門部会の審議経過等について

行政改革課

○ 第6回専門部会（平成20年8月5日）における方向性の集約

- ・ 県立5病院の経営形態について、独立行政法人とすることがメリットが大きい。
（必要な医療サービスの提供などに留意しながら、独法化の手続きを進めること。）
- ・ 大学、試験研究機関については、4年制の論議等にあわせて今後検討する。
- ・ 民間委託については、基本的考え方を整理して、一層推進する。

○ これまでの経過

1 行政機構審議会への諮問（平成19年10月22日）

県が提供している各種サービスのあり方、範囲を見直し、より効率的に提供していくため、必要な措置を検討するよう諮問。検討に際して、地方独立行政法人制度等の導入についても留意。

⇒ 審議会に「民間協働専門部会」を設置して審議していくこととされた。

2 民間協働専門部会 委員（○部会長）

氏 名	役 職 等
○矢嶋 廣道	元上田市助役
石田 直裕	(財)地域活性化センター理事長 元総務省行政管理局長
表 秀孝	長野大学名誉教授
勝山 修一	ルビコン（株）社長
坂井 昭彦	波田総合病院名誉院長
中村 高弘	長野県職員労働組合副中央執行委員長
中村 雅展	長野経済研究所調査部部長代理兼上席研究員
堀 雄一	長野県連合青果（株）社長

3 審議経過

第1回専門部会（平成19年11月14日）

○県立病院の経営形態から優先して検討していくことを確認

○並行して、大学、試験研究機関のあり方、アウトソーシング可能な業務について検討

第2～5回専門部会（平成20年1～5月）

○現状と課題（県立病院、県立大学、試験研究機関）

○現地調査（県立5病院）

○他自治体の状況

（岡山県精神科医療センター理事長 中島豊爾（なかしまとよじ）氏による講演）

○経営形態の比較検討（地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人、指定管理者）

○民間委託等の推進に関する基本的考え方の検討

○ 今後の予定

第7回専門部会（平成20年8月27日） 行政機構審議会への報告書の検討

9月上旬 審議会へ報告、知事へ答申

9月（審議会答申後） 答申を受けての県の実施策策定・公表